

大湊海軍コロッケ認定要綱

(目的)

第1条 「大湊海軍コロッケ」を全国に通用する地域の食ブランドに育てるため、ブランド価値を適切に保護することで信用力を維持し、下北地域全体への評価向上につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定 原則として事業者等からの申請に基づき、事業者等が製造したコロッケについて、材料、主体性、独自性、信頼性、将来性に関する一定の基準(以下「認定基準」という。)に適合するものを「大湊海軍コロッケ」として認めることをいう。
- (2) 下北地域 下北半島に位置する市町村のうち、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村、横浜町、六ヶ所村で構成された地域をいう。
- (3) 下北産品 下北地域において生産された農林水産物及びこれらを主原料とした加工品をいう。
- (4) 事業者等 飲食店や宿泊施設、食品加工業、小売店、量販店等を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体をいう。

(認定委員会の設置)

第3条 下北地域県民局長は、「大湊海軍コロッケ」の認定に関する事項を審議するための組織として、大湊海軍コロッケ認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

2 認定委員会設置要領は別に定める。

(認定基準)

第4条 「大湊海軍コロッケ」の認定基準は、別表のとおりとする。

2 認定基準は、消費者ニーズの変化や流通形態の変革等に応じ、必要があると認められるときは、認定委員会による審議を経て変更することができる。

(認定対象及び認定申請資格等)

第5条 「大湊海軍コロッケ」の認定の対象及び認定を申請する資格のある者は、以下のとおりとする。

(1) 認定の対象

認定基準で指定する材料を使用し製造したコロッケ

(2) 認定を申請する資格のある者

認定の対象となるコロッケの製造を行う事業者等で、下北地域内に事業所を有する者

(認定の申請)

第 6 条 認定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、認定委員会が別に定める時期に大湊海軍コロツケ認定申請書 (以下「申請書」という。) (様式第 1 号) を認定委員会に提出するものとする。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 大湊海軍コロツケ認定申請調書 (様式第 2 号)

(2) 大湊海軍コロツケ認定申請誓約書 (様式第 3 号)

(3) 申請者の概要がわかる書類

ア 申請者の住民票 (法人の場合は登記簿謄本及び定款又は寄付行為)

又は食品衛生法に基づく営業許可証の写し

イ 事業概要がわかる書類

(認定の審査)

第 7 条 認定委員会事務局は、前条の規定による申請があった場合は、第 5 条の規定による要件、資格について審査するものとする。

2 認定委員会事務局が前項の規定による審査で要件、資格を満たすと判断したものについて、認定委員会において、第 4 条に規定する認定基準に基づく審査を行うものとする。

3 認定委員会は、前項の規定による審査に当たっては、申請書の書類審査、認定申請者からの意見聴取に加え、必要に応じて認定の対象となる商品の試食、製造する事業場の現地調査等を行うものとする。

4 認定申請者又はその所属する団体等は、審査が円滑に行えるよう積極的に協力するものとする。

5 認定の審査については、その取り扱い方針を別に定める。

(認定の決定)

第 8 条 認定委員会は、前条第 2 項の規定による審査で、認定基準に適合すると認めるときは、これを認定し、当該申請者に対し、大湊海軍コロツケ認定書 (以下「認定書」という。) (様式第 4 号) を交付するとともに、認定を受けた者を公表し、積極的に情報発信するものとする。

2 認定委員会は、前条第 2 項の規定による審査で、認定基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、当該申請者に大湊海軍コロツケ認定審査結果書 (様式第 5 号) を通知するものとする。

(認定の有効期間及び再認定)

第 9 条 第 8 条第 1 項の規定による認定の有効期間は、認定の日から 3 年間とする。

2 前項の規定による認定の有効期間が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、当該年度の別に定める時期に申請書を認定委員会に提出するものとする。

3 第 6 条の規定は、前項の場合に準用する。

(認定内容の変更)

第 10 条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大湊海軍コロツケ認定申請事項変更届(様式第 6 号)により、速やかに認定委員会に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称若しくは代表者が変更したとき
- (2) 認定商品の製造内容を著しく変更したとき
- (3) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき

2 認定委員会が必要と認めるときは、第 7 条の規定は、前項の場合に準用する。

(認定書の再交付)

第 11 条 認定を受けた者は、認定書を紛失又は破損したときには、大湊海軍コロツケ認定書再交付申請書(様式第 7 号)を速やかに認定委員会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第 12 条 認定を受けた者は、当該商品の包装もしくは容器、認定商品を製造又は販売する事業場等に当該商品が「大湊海軍コロツケ」認定品であること及び自らがその製造を行う事業者等であることを表示することができる。

(調査)

第 13 条 認定委員会は、必要に応じて、認定を受けた者の同意を得た上で、認定商品にかかる調査を行うことができる。

2 調査は、次の各号の方法により実施するものとする。

- (1) 認定商品の製造又は販売の場所への立入調査
- (2) 認定商品の成分及び品質等にかかる調査

(認定の取消)

第 14 条 認定委員会は、認定商品及び認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会による審議を経て認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
- (2) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (4) その他、認定制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき。

2 認定委員会は、認定を取り消す場合は、その対象となる事業者到大湊海軍コロツケ認定取消通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

3 認定委員会は、認定を取り消した場合は、その対象となる商品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。

4 第 1 項の規定に該当することにより認定を取り消された者の再認定については、認定委員会で審議するものとする。

(認定を受けた者の責務)

第15条 認定を受けた者は、この要綱の定めを誠実に遵守しなければならない。

2 認定委員会が認める場合を除き、認定を受けた商品を下北地域以外で販売及び提供することはできない。

3 認定を受けた商品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めなければならない。

4 認定を受けた商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定を受けた者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、大湊海軍コロケ事故等発生通知書(様式第9号)により、速やかに認定委員会に報告しなければならない。

(認定の特例)

第16条 認定委員会は、第6条から第8条の規定による手続きによらず、認定委員会による審議において認定基準に適合すると認められた商品及びその生産又は製造を行う事業者等について、当該事業者等の承諾を得て認定又は再認定することができる。

(事務処理)

第17条 この認定に関する事務処理、認定委員会の事務局は、平成22年3月31日までの間、下北地域県民局地域連携部が行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

別表（第4条関係）

大湊海軍コロッケ認定基準

要件	基準	
材 料	揚げ油	ヘット（牛脂）を使用すること。 *他の油と混合して使用してもよい。
	地産地消	主材料として、下北地域において生産された農林水産物及びこれらを主原料とした加工品を使用すること。 *使う食材は、旧海軍レシピ(注)に記載するもの以外でもよい。
主体性、 独自性	生産、製造等に関する思いやこだわりを明確に持っていること。 他地域で生産・製造される類似商品と比較して、独自性、差異性が図られていること。	
信頼性	関係法令を遵守していること（表示基準・営業許可等）。 消費者に対して、信頼性を確保するための仕組みづくりがなされていること。 申請者の責任所在が明確で社会的信用があること。	
将来性	中長期ビジョンが明確で実現性が高いこと。 事業者等の経験や実績、事業システム全体から判断して、将来、全国に下北地域のイメージ向上への貢献が期待できること。	

ただし、一般の消費者に販売（通信販売を含む。）することを目的に製造する冷凍コロッケ等については、上記のほか以下による。

仕様	上記基準を満たしたコロッケを揚げた後、冷凍等を行うこと。
添付資料等	「大湊海軍コロッケ」の特徴、「大湊海軍コロッケ」が生まれたストーリー等の情報を記した紹介文 調理方法を適切に記載すること。 「大湊海軍コロッケ」にはたくさんの種類があり、下北地域に来れば色々な味を食べ比べることができることも併せて消費者に伝えること。 可能な限り、下北地域の観光案内、他の販売店情報等に係る資料を添付すること。

（注）旧海軍レシピ

「海軍割烹術参考書」又は「海軍四等主計兵厨業教科書」に記載されているコロッケのレシピ「フィッシュ」・「ビーフ」・「エッグ」・「ポテート」・「ミンチ」の5種類をいう。